

改正概要説明書	
国名：ドイツ	法令名：特許法
改正情報：2016年4月4日に改正	
改正概要：	
<p>1. 「連邦法務省」が「連邦司法消費者保護省」に変更されたことに伴う改正(第3条, 第26条, 第27条, 第28条, 第29条, 第34条, 第35条, 第41条, 第43条, 第63条, 第66条, 第68条, 第72条, 第125a条)。</p> <p>2. 名古屋議定書(生物多様性条約 COP10 : 2010年10月)に係る欧州連合規則 511/2014 施行(2014年5月16日)に伴う改正(第34a条)</p> <p>3. 国境措置に係る欧州連合規則 608/2013 施行(2013年6月12日)に伴う改正(第142a条, 第142b条)</p>	
改正内容：	
<p>・第3条, 第26条, 第27条, 第28条, 第29条, 第34条, 第35条, 第41条, 第43条, 第63条, 第66条, 第68条, 第72条, 第125a条 連邦法務省が連邦司法消費者保護省に名称変更されたことに伴う改正</p> <p>・第31条 (2)2において, 非ドイツ語出願につき明確化された。</p> <p>・第34a条 (2)は新設項である。</p> <p>・第35a条 (4)は新設項である。</p> <p>・第142b条 国境措置に係る新設条文である。</p>	